

1 在留許可手数料の額の改定について（改正入管法施行令第25条第1項）

許可	申請方法	改定前の手数料
在留資格変更許可 在留期間更新許可	窓口	6,000円
	オンライン	5,500円
許可	申請方法	改定前の手数料
永住許可	窓口	10,000円



許可期間	申請方法	改定後の手数料
3月以下	窓口	10,000円
	オンライン	
3月超6月以下	窓口	18,000円
	オンライン	15,000円
6月超1年未満	窓口	25,000円
	オンライン	21,000円
1年	窓口	33,000円
	オンライン	27,000円
1年超3年未満	窓口	48,000円
	オンライン	42,000円
3年以上5年未満	窓口	64,000円
	オンライン	56,000円
5年以上	窓口	75,000円
	オンライン	65,000円
許可	申請方法	改定後の手数料
永住許可	窓口	200,000円

## 2 在留許可手数料の減額又は免除の対象者等（改正入管法施行令第25条第2項）

### ○ 減額の対象者

生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者で、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けている者その他の人道上の配慮をする必要があるもの

⇒詳細はガイドラインに記載

※在留資格の変更又は在留期間の更新の許可を受ける者であって3月超の在留期間を決定されるものについては1万円まで、永住許可を受ける者は2万円まで、それぞれ減額することができる。

### ○ 免除の対象者

- ・ 外交又は公用の在留資格への変更の許可を受ける者
- ・ 公用の在留資格をもって在留する者で、在留期間の更新の許可を受けるもの
- ・ これらに準ずるものとして法務省令で定める者

## 3 施行日

令和8年10月1日

### 参考 入管庁として今後充実強化が必要と考えている施策について

- ・ デジタル技術の活用による出入国在留管理行政のDXの推進に関する施策、難民等の適切かつ迅速な保護・支援に関する施策、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」の強力な推進に関する施策等
- ・ 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づく、外国人が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設の検討、情報発信・相談体制の強化などの外国人が日本社会に円滑に適応するための施策

## 在留資格変更許可及び在留期間更新許可

### ① 審査に要する実費

A 人件費・・・職員の時間単価に、審査に要する標準的な時間を踏まえて試算 ⇒ 6,300円程度

B 物件費・・・審査に要するシステムの開発・運用費、事務費等 ⇒ 3,300円程度

**A + B = 1万円程度**

### ② 応益的要素

A 外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額

（入管庁予算の一部、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策関連経費等） ⇒ 572億円程度

B 中長期在留外国人数（永住者及び特別永住者を除く） ⇒ 約291万人

**A / B = 2万円程度（1年間）**

⇒ 在留状況が良好な外国人に対する優遇措置として、単純に在留期間に1年間の応益的要素の額を乗じるのではなく、在留期間が長くなるほど応益的要素としての額の増加の割合が低くなるようにする。

### ③ 政策的要素

申請人の利便性の向上や窓口の混雑緩和のため、更なるオンライン申請の促進を図ることとし、オンライン申請による場合と窓口申請による場合とで、手数料の額に3千円～1万円の差を設ける。

**在留資格変更許可及び在留期間更新許可の手数料の額 ①+②+③ = 1万円～7万5千円**

例：在留期間5年の場合における積算

応益的要素に係る額は10万円（5年×2万円）であるが、在留状況の良好性等を考慮した優遇措置として6万円とする。さらに、オンライン申請の促進を図るため、窓口申請との間に1万円の差を設ける。

⇒ 窓口 7万5千円（①審査に要する実費1万円+②応益的要素6万円+③オンライン申請の利用拡大5千円）

オンライン 6万5千円（①審査に要する実費1万円+②応益的要素6万円-③オンライン申請の利用拡大5千円）

## 永住許可


### ① 審査に要する実費・・・2万円程度

在留資格変更許可等の審査と比べて審査に時間を要することから2万円程度

### ② 応益的要素・・・18万円程度

永住許可を受けた後の在留期間の平均が13.5年程度であることから、在留期間が5年の場合（6万円）の3倍の18万円程度

**永住許可の手数料の額 ①+② = 20万円**

国名	就労資格の滞在許可を受けるために要する費用等の合計 (注1、注2)	当該費用を納付した際に許可され得る滞在の期間	主な考慮要素の例
米国 	大学卒業以上の学歴が必要な職種に係る滞在許可 1,100,000円	最長3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政運営に係る費用</li> <li>○ 滞在許可に伴う様々な利益                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入国管理（国境警備や退去強制を含む）を適切に実施する費用</li> <li>・ 亡命・難民認定処理費用</li> <li>・ 外国人統合政策費用</li> </ul> </li> <li>○ 自国民を対象とした人材育成、スキル向上・教育訓練を支援する基金に充当する費用、経済成長の促進、外国の手数料との比較</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>上記は、諸外国において、滞在許可に係る費用等の額の決定に際して考慮されている要素であり、具体的にどの要素を考慮して費用等の額が決定されるかは国により異なる。</p> </div>
英国 	熟練技能者 745,000円	1年	
カナダ 	自国民等では労働力を補うことができない職種に係る労働者 133,000円	期間の上限の定めなし	
フランス 	従業員、一時労働者 58,000円	最長1年	
イタリア 	熟練労働者 29,000円	最長2年	
ドイツ 	大学の学位等が必要な職種に係る滞在許可 16,000円	最長4年	
韓国 	特定の分野における専門的な知識又は技能が必要な滞在許可 11,000円	最長3年	

(注1) ・滞在許可の申請に係る手数料のほか別途納付すべき費用がある場合は、その費用も含む。令和8年6月1日時点  
 ・為替レート（令和8年4月1日以降の収入官吏レート）：1USD=149円、1ポンド=195円、1カナダドル=107円、1ユーロ=166円、1ウォン=0.11円  
 ・円換算時、100の位を四捨五入

(注2) 上記費用は飽くまで一例であり、申請内容、許可された期間、雇用主や外国人の状況等によって異なる。

# 諸外国における就労資格及び留学生の滞在許可に係る費用等について

国名	A	B	C	主な考慮要素・費用（実費を除く）
	就労資格の滞在許可を受けるために要する費用の合計	就労資格（学士以上の学歴を必要としない・季節労働者等）の滞在許可を受けるために要する費用の合計	留学生在が滞在許可を受けるために要する費用の合計	
米国	大学卒業以上の学歴が必要な職種に係る滞在許可 7,380USD (1,099,620円) (滞在期間は最長3年) ※全額雇用主負担	季節的又は一時的な非農業労働者 1,830USD (272,670円) (最大1年単位の更新で最長3年) ※全額雇用主負担	820USD (122,180円) (30日+就学年数+60日)	・バイオメトリクス情報の取得及びシステム管理費用 ・人材育成、スキル向上・教育訓練を支援する基金に充当する費用 ・亡命・難民認定処理費用（※a、b） ・不正防止・不正検出費用（※a、b） ・学生・交換訪問者プログラム及びシステム費用（※c）
英国	熟練技能者 1年：3,823ポンド(745,485円) ※1,845ポンド(359,775円)は雇用主負担 3年：9,455ポンド(1,843,725円) ※4,485ポンド(874,575円)は雇用主負担	季節労働者 395ポンド(77,025円) (滞在期間は最長6月) ※55ポンド(10,725円)は雇用主負担	1年：1,334ポンド (260,130円)	・許可に伴う様々な利益や経済成長の促進の要素 ・出入国管理（国境警備や退去強制を含む）を適切に実施する費用 ・職業訓練・技術向上費用（※a） ・スポンサーシップ証明書の取得費用（※a、b） ・公的医療制度の利用費用（※bの場合は不要） ・外国の手数料との比較、国際協定
カナダ	臨時外国人労働者プログラム（期間の上限の定めなし） 1,240CND (132,680円) ※1,000CND(107,000円)は雇用主負担 国際モビリティプログラム（期間の上限の定めなし） 470CND (50,290円) ※230CND(24,610円)は雇用主負担		235CND (25,145円) (就学年数+90日)	・受益者負担の要素 ・行政サービスの質・効率に関する要素 ・バイオメトリクス情報の取得費用 ・雇用主コンプライアンス費用（※a） ・労働市場影響評価費用（※b）
フランス	従業員、一時労働者 350ユーロ (58,100円) (滞在期間は最長1年)	季節労働者 150ユーロ (24,900円) (滞在期間は最長6月)	150ユーロ (24,900円) (滞在期間は最長4年)	・フランス語講座や市民研修の提供を含む外国人統合政策費用 ・外国の手数料との比較
イタリア	熟練労働者 176.46ユーロ (29,292.36円) (滞在期間は最長2年)	季節労働者 116.46ユーロ (19,332.36円) (滞在期間は最長9月)	1年：116.46ユーロ (19,332.36円)	・送還基金に充当する費用
ドイツ	大学の学位等が必要な職種に係る滞在許可 98ユーロ (16,268円) (滞在期間は最長4年)	大学の学位等を必要としない滞在許可への変更 98ユーロ (16,268円) (滞在期間は最長8月)	98ユーロ (16,268円) (滞在期間は最長2年)	（・健康保険の加入費用）
韓国	特定の分野における専門的な知識又は技能が必要な滞在許可 100,000ウォン (11,000円) (滞在期間は最長3年)	季節労働者 100,000ウォン (11,000円) (滞在期間は最長8月)	100,000ウォン (11,000円) (滞在期間は最長2年)	・歳入の増減に与える影響という要素 ・行政運営に係る費用 ・外国の手数料との比較

(注1) ・滞在許可の申請に係る手数料のほか別途納付すべき費用がある場合は、その費用も含む。  
・費用等の種類に応じて、負担者が外国人となる場合と雇用主となる場合がある。  
・為替レート（令和8年4月1日以降の収入官吏レート）：1USD=149円、1ポンド=195円、1カナダドル=107円、1ユーロ=166円、1ウォン=0.11円

(注2) 上記費用は飽くまで一例であり、申請内容、許可された期間、雇用主や外国人の状況等によって異なる。  
(注3) 「雇用主負担」の記載のないものは全て外国人負担である。

令和8年6月1日時点

(※a A欄の就労資格の場合に必要。)  
(※b B欄の就労資格の場合に必要。)  
(※c C欄の留学生在が滞在許可を受ける場合に必要)

国名	申請の種類・主な考慮要素・費用（実費を除く）	永住許可を受けるために要する費用の合計 （注1、注2）
アメリカ	【ダイバーシティビザプログラムに基づいた永住申請をアメリカ国外から行う場合】 （アメリカ政府による抽選に当選した場合の永住申請手続）	102,000円
	【家族関係に基づいた永住申請の場合】 ・アメリカ市民等との親族関係を証明する文書の取得費用	315,000円
	【雇用に基づいた永住申請の場合】 ・雇用に基づいた永住申請者に適合することを確認するための費用	410,000円（注3）
	【ゴールドカード制度を通じた永住申請手続の場合】 ・米国商務省への寄付	個人からの申請：1億5,123万円 法人スポンサーからの申請：3億0023万円
イギリス	・許可に伴う様々な利益や経済成長の促進の要素 ・出入国管理（国境警備や退去強制を含む）を適切に実施する費用 ・外国の手数料との比較、国際協定	629,000円
カナダ	・受益者負担の要素 ・行政サービスの質・効率に関する要素	起業家・自営業者等からの申請：267,000円 技能労働者等からの申請：170,000円
フランス	・フランス語講座や市民研修の提供を含む外国人統合政策費用 ・外国の手数料との比較	42,000円
イタリア	・送還基金に充当する費用	29,000円
ドイツ	（・健康保険の加入費用）	熟練労働者からの申請：24,000円
韓国	・歳入の増減に与える影響という要素 ・行政運営に係る費用 ・外国の手数料との比較	22,000円

（注1）永住許可の申請に係る手数料のほか別途納付すべき費用がある場合は、その費用も含む。  
 ・費用等の種類に応じて、負担者が外国人となる場合と雇用主となる場合がある。  
 ・為替レート（令和8年4月1日以降の収入官吏レート）：1 USD = 149円、1ポンド = 195円、1カナダドル = 107円、1ユーロ = 166円、1ウォン = 0.11円  
 ・円換算時、100の位を四捨五入

（注2）上記費用は飽くまで一例であり、雇用主や外国人の状況によって増減しうる。  
 （注3）このうち、200,000円分は雇用主が納付する。

令和8年6月1日  
出入国在留管理庁

### 諸外国における難民認定申請者に係る滞在許可等について

出入国在留管理庁において、令和8年6月1日時点で調査した範囲で判明したものの概要は以下のとおりである。

#### 1 米国

##### (1) 難民認定申請者に滞在が認められる根拠等

難民認定申請中の者は、該当する在留資格はないものの、period of stay authorizedとして、米国内に合法的に滞在できる。そのために納付すべき手数料はない。

##### (2) 難民認定申請に係る手数料等

難民認定申請（Asylum Application）を行う者は、申請時に手数料（Asylum Fee）として100USドルを支払う必要があり、また、申請中は庇護料（Annual Asylum Fee）として、年間100USドルを支払わなければならない。

なお、これらの料金に係る減額又は免除の規定はない。

#### 2 英国、カナダ、フランス、ドイツ

##### (1) 難民認定申請者に滞在が認められる根拠等

難民認定申請中の者は、Asylum seeker等として、これらの国に合法的に滞在できるところ、そのために納付すべき手数料はない。

##### (2) 難民認定申請に係る手数料

難民認定申請について、手数料を納付する必要はない。

### 3 イタリア

(1) 難民認定申請者に滞在が認められる根拠等

難民認定申請中の者は、難民認定申請者としての仮滞在許可を付与されて、イタリアに合法的に滞在できるところ、初回及び6月ごとの更新時には、収入印紙代として16ユーロの納付が必要となる。

(2) 難民認定申請に係る手数料

難民認定申請について、手数料を納付する必要はない。

### 4 韓国

(1) 難民認定申請者に滞在が認められる根拠等

難民認定申請中の者は、「G-1（その他）」の在留資格への変更申請が可能であり、かかる在留資格によって韓国に合法的に滞在できる。在留資格変更の申請に係る手数料は、10万ウォンであり、許可され得る最長の在留期間は1年である。なお、この手数料に減額又は免除の規定はない。

(2) 難民認定申請に係る手数料

難民認定申請について手数料を納付する必要はない。